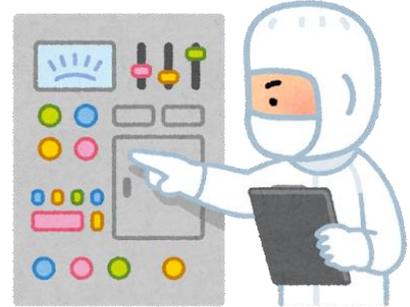




## 製造物責任（PL）法に関連した よくある問い合わせ ～完成品と部品、原材料～

部部品メーカーや原材料メーカー（以後、部品メーカー等と略す）から製造物責任（PL）法の解釈に関する問い合わせを受けることがあります。多くは次のようなものです。

弊社は最終製品に組み込まれる部品を製造するメーカーである。弊社の部品が使用されている最終製品に欠陥が生じ、その欠陥が原因で製品事故が生じ、最終製品のユーザーが被害を被った場合、弊社も製造物責任法（PL法）に基づき、製造物責任が問われるのか。



消費者向け製品などの場合、そこに使われている部品や原材料を作っている事業者にしてみれば、最終製品の設計や製造には直接タッチしておらず、最終製品のユーザーである一般消費者の元で生じた製品事故の責任まで負う必要があるのかという思いがあるようです。

PL法で言う“製造物”とは、製造又は加工された動産と定義されており、部品メーカー等が扱っている製品もほとんどの場合、“製造物”に該当します。従って製品たる部品や原材料に欠陥があれば、それが最終製品でなくともPL責任が発生します。

納入先の完成品メーカーに損害が発生した場合は、当然のことながら、完成品メーカーに対するPL責任が生じます。ここで気を付けていただきたいのは損害の内容です。製造物責任は、人の生命、身体又は財産の損害、いわゆる拡大被害に対するものであり、製造物自体の損害は含まれません。部品メーカー等と完成品メーカーの間でよく問題になる品質問題は、拡大被害がなければPL法の対象外ということです。

では、上記の問い合わせのように、完成品である最終製品のユーザーに損害が発生した場合はどうでしょうか。この場合、その原因が最終製品に使われた部品や原材料の欠陥に由来する場合は、部品メーカー等にも製造物責任が生じます。

このような場合、完成品メーカーにPL責任はないのかというと、そうではありません。完成品メーカーは、たとえ他のメーカーが製造した原材料や部品の欠陥が原因であっても、このような欠陥のある原材料や部品によって製品が製造された以上、それは完成品そのものの欠陥ですので、製造物責任を免れることはできません。

### 部品メーカー等と完成品メーカーの責任の関係は不真正連帯債務

部品メーカー等と完成品メーカーの責任の関係は不真正連帯債務と呼ばれています。不真正連帯債務では、被害者に対して、各自が全額の損害賠償義務を発生します。被害者は、加害者のうち誰に対しても損害賠償を請求することができますので、資力があり支払能力のある業者に全額請求する

こともできますし、損害額の一部をある業者に、残りを別の業者に請求することもできます。そして請求された業者は、被害者に対しては全額の支払いをしなくてはなりません。被害者に対して完成品メーカーまたは部品メーカー等のいずれかが損害賠償を行った場合、自己の責任の割合を超えて負担した部分については他社に対して求償することができます。これにより、最終的には、完成品メーカーと部品メーカー等の責任の割合に応じて損害賠償が行われることとなります。

### **部品製造業者の抗弁**

原材料メーカー等の立場で言うと、最終製品のユーザーである一般消費者の元で生じた製品事故の原因が原材料や部品の欠陥にあると言われても、そもそも、最終製品の設計や製造には直接タッチしておらず、欠陥とは認識していなかったということもあるでしょう。

PL法では免責事由として、下記の「部品製造業者の抗弁」が認められています。

「当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと」を証明した場合はPL責任を問われないとするものです。

部品メーカー等は、その多くが完成品メーカーの下請の中小企業で、完成品メーカーの設計上の指示に従って製造せざるを得ず、また、当該部品や原材料が組み込まれる完成品全体についての知識をもっていないことなどから、完成品メーカーと同様の責任を負わせることは必ずしも公平とはいえません。そこで、「部品製造業者の抗弁」が認められているということです。

製品事故が起こった際は、被害者への対応、製品事故の原因究明と迅速に動かないといけないことは言うまでもありません。部品や原材料に原因があった場合は、完成品メーカーと部品メーカー等が共同して製造物責任を負うこととなります。両者の責任の割合に応じて損害賠償を行うといっても、事故が起こってから話し合いの場を持つのでは、互いに責任をなすりあい協議が整わないこともあります。そのような場合、最終的には裁判によって決着するしかありませんが、裁判で争うことが好ましいかという点必ずしもそうではありません。両者の責任の割合を証拠によって判断することは困難を伴いますし、手間と時間もかかります。このよう紛争を回避する対策としては、完成品メーカーと部品メーカー等との契約の際に、製品事故があった場合の対応について、例えば内部の責任割合など、取り決めをしておくとい良いでしょう。